平成２９年（再イ）第２号
栃木県栃木市岩舟町静1123番地４　カサヴェルデ102
再生債務者　野口　直斗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（再イ）第７９号
横浜市鶴見区汐入町１丁目33番地１　ライオンズガーデン鶴見202号
再生債務者　高田　照雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第９９号
名古屋市中村区乾出町３丁目38番地の１　カーサベルーサⅡ201号
再生債務者　齊藤　朋貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第４０号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根1156番地１
再生債務者　長田　将光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（再イ）第２４号
大阪府泉大津市助松町３丁目17番14号
再生債務者　是常　弘樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再イ）第６号
広島県呉市押込１丁目17番20号
再生債務者　藤田　將大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（再イ）第９号
福岡県久留米市津福本町989番地１　エンゼルハイム津福本町304号
再生債務者　高田　朋宙
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２９年（再イ）第７号
青森市浪館前田３丁目17番19号　サンシャインハウスⅠ―203
再生債務者　小川　武之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第８号
青森県むつ市大字田名部字品ノ木34番地654
再生債務者　相馬　貴徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
青森地方裁判所民事部再生係

第　51　期　決　算　公　告

平成29年７月19日

東京都千代田区九段南四丁目４番１号
日本公認会計士協会
会長　関根　愛子

貸　借　対　照　表

平成29年３月31日現在

（単位：千円）

科　目	当　年　度
Ⅰ　資産の部	
１．流動資産	5,346,524
２．固定資産	
⑴　特定資産	8,536,938
⑵　その他固定資産	1,592,853
固定資産合計	10,129,792
資産合計	15,476,316
Ⅱ　負債の部	
１．流動負債	580,372
２．固定負債	2,534,944
負債合計	3,115,317
Ⅲ　正味財産の部	
１．指定正味財産	919,278
２．一般正味財産	11,441,721
正味財産合計	12,360,999
負債及び正味財産合計	15,476,316

正味財産増減計算書

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位：千円）

科　目	当　年　度
Ⅰ　一般正味財産増減の部	
１．経常増減の部	
⑴　経常収益	
①　特定資産運用益	15,377
②　受取入会金等	123,880